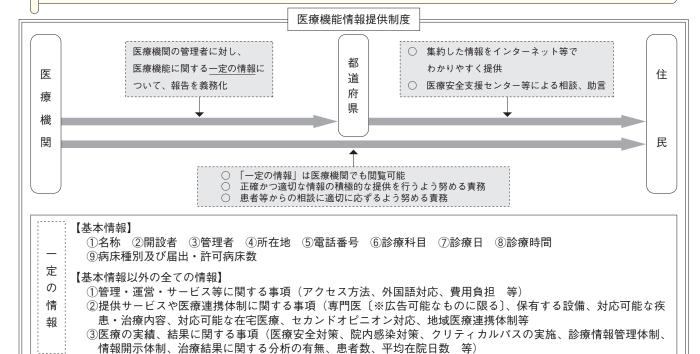
医療機能に関する情報提供

概 要

医療機能情報の提供制度について

平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を 集約してわかりやすく提供する仕組みを創設(薬局についても同様の仕組みを創設)



入退院時の文書による説明の位置づけ (医療法) (平成18年改正)

入退院時に、病院又は診療所の管理者が入退院計画書の作成・交付・説明を行うことを、医療法上位置付ける。

【改正後の制度の概要】

入院時の診療計画の義務付け

- 医療機関の管理者に対して、入院から退院に至るまでの当該患者に対し提供される医療に関する計画書を作成・交付し、適 刃な説明を行うことを義務付け。
- その際、病院・診療所の医療従事者の知見を十分反映させ、これらの者の間で有機的連携が図られるよう努力義務化。

(計画書の記載事項)

- ◆ 患者の氏名、生年月日及び性別
- 当該患者の診療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名
- 入院の原因となった傷病名及び主要な症状
- 入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療(入院中の看護及び栄養管理を含む。)に関する計画
- ◆ その他厚生労働省令で定める事項

退院時の療養計画書の努力義務

- 医療機関の管理者に対して、退院後に必要な保健、医療又は福祉サービスに関する事項を記載した退院後の療養に関する計 画書を作成・交付し、適切な説明を行うことを努力義務化。
- その際、退院後の保健、医療、福祉サービスを提供する者と連携が図られるよう努力義務化。
 - 【効果】 ○患者への情報提供の充実 ○インフォームドコンセントの充実 ○チーム医療の推進 ○他の医療機関等との連携 (いわゆる退院調整機能の発揮)の強化 ○根拠に基づく医療(EBM)の推進等

広告規制の見直しによる広告可能な事項の拡大(医療法)

- ・ 広告規制制度における広告可能な事項の規定方式について、従来の個別事項を細かく列挙する方式を改め、
- 一定の性質をもった項目群ごとに、「○○に関する事項 | というように包括的に規定する方式に改正。 ⇒広告規制の大幅な緩和
- ・ 広告可能な事項以外の内容を広告した場合の対応について、直接罰方式から間接罰方式へと改正。

広告する内容 改正前の制度 改正の背景・考え方 改正後の制度 広告可能な事項 個別事項を細かく列挙 一定の性質をもった項目に関する 事項を規定 (例)・病床数、病室数 ・機能訓練室に関する事項 (例)・施設、設備又は従業者に 医療の選択を支援する ・診療録を電子化している旨 関する事項 観点から広告可能な ・従業員数、患者数に対する ・提供される医療の内容に 内容を拡大。 配置割合 等 関する事項 ・管理又は運営に関する事項 都道府県は実態として ・広告の中止命令・是正命令 広告可能な事項 直接罰(※)を適用 行政指導で対応 ・命令違反に対する間接罰(※) 以外の内容 を適用 不適切な広告による 虚偽の内容 直接罰を適用 直接罰を適用 不当な誘因から 利用者を保護。

【緩和された広告の例】

- ※ … 6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金。
- 医療従事者の専門性 ○ 施設や医療従事者等の写真、映像 ○ 治療方針 ○ 治験薬の一般名・開発コード ○ 提供している診療、治療内容のわかりやすい提示 ○ 医療機器に関する事項 等
 - (※ただし、法令及びガイドラインに沿った内容でなければならない)